

給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

- ・年金課税については、公的年金等控除が給与所得を得ている年金受給者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の両方の適用により、同じ収入額でも給与収入のみの者と、給与収入と公的年金等を有する者の間で税負担が異なることについて、公平性の観点から指摘がなされてきた。
- ・在職老齢年金支給停止調整額の引上げが行われると、給与収入を得つつより多くの年金を受け取る者が増えることが想定され、税負担の公平性の問題がより大きく顕在化する。

2.内容

給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とする。

3.適用時期

2027(令和9)年分以後の所得税について適用される。

1. 改正の趣旨・背景

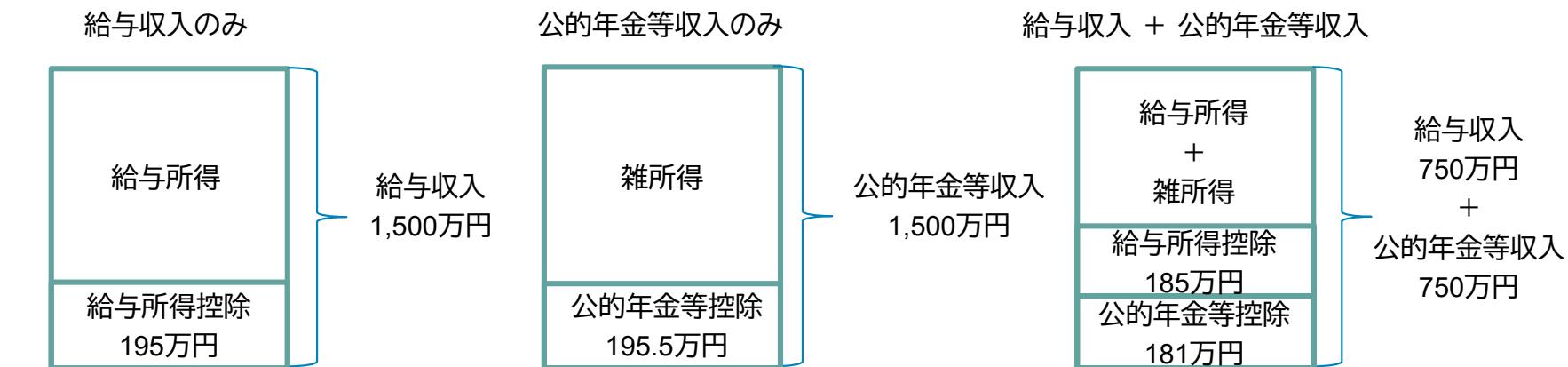
(1) 趣旨・背景

年金課税については、公的年金等控除が給与所得を得ている年金受給者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の両方の適用により、同じ収入額でも給与収入のみの者と、給与収入と公的年金等を有する者の間で税負担が異なることについて、公平性の観点から指摘がなされてきた。

在職老齢年金支給停止調整額の引上げが行われると、給与収入を得つつより多くの年金を受取る者が増えることが想定され、税負担の公平性の問題がより大きく顕在化する。

令和7年度年金制度改革法に基づき、令和8年4月から在職老齢年金支給停止調整額の引上げが行われることに伴い、昨年度改正で示されていた本制度が今年度改正で正式に法制化される。

【ケースごとの控除額の比較】



給与所得控除と公的年金等控除の両方が適用されることにより、同じ1,500万円の収入でも、給与収入と公的年金等収入を各々750万円有する場合は、給与所得控除と公的年金等控除の合計額は366万円となり、給与収入のみ、または、公的年金等収入のみの場合と比べて所得は171万円または170万5千円減少し、税負担も減少することになる。

→改正後は給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限が280万円になる。

1. 改正の趣旨・背景

(2) 公的年金等に係る所得と控除の沿革

- ・昭和32年改正前においては、社会保険等制度に基づく年金はその支払者はもとの使用者ではなく、各種の社会保険制度に基づく支払機関であったことから給与所得には当たらず雑所得として課税されていた。
- ・昭和32年度の改正で、公的年金は給与所得者であった者が過去の勤務に関連して受ける給付という性格を有し、その給付の原資の大部分は過去にその者の使用者が使用者としての立場で払い込んだ掛金や保険料であることからその給付の実質は、元の使用者から支給される退職年金と同様に給与等に類するものとされ、年金給付を給与等とみなしこそとして課税することとされた。
- ・昭和61年に税制調査会により、給与所得控除は、勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するなど給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨から設けられたものであるため必ずしもこのような実情が認められない公的年金について、給与所得控除を適用することは合理的ではない、と指摘された。
- ・昭和62年の改正において公的年金等に係る控除を公的年金等であるが故の負担調整措置と整理し公的年金等の特性に即した控除(公的年金等控除)を適用し、雑所得として課税することとされた。
- ・令和5年に税制調査会により、公的年金等控除は、給与所得を得ている者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の重複適用により、同じ収入でも給与収入のみの者と、給与収入と公的年金等を有する者で税負担が異なる、と指摘された。

(3) 在職老齢年金制度とその動向

在職老齢年金制度とは、厚生年金の適用事業所で就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として被保険者として保険料負担を求めるとともに年金支給を停止する仕組みをいう。

令和7年度年金制度改革法に基づき、在職老齢年金支給停止調整額の引上げ(令和8年3月まで51万円、令和8年4月から62万円)が行われる。給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限の設定に当たり、当該引上げにより公的年金等収入が増加する者には、年金収入の増加と併せて手取りが減少しない範囲で、また、年金収入に変化がない者には、影響が生じないように検討が行われた結果、上限を280万円とすることとなった。

2.内容

(1)改正点

給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とする。

(2)給与収入のみと、給与収入 + 公的年金等収入が同額の場合の控除額の比較

前提:65歳以上、公的年金等収入は200万円で固定

(単位:万円)

給与収入 のみの場合	給与収入	400	500	600	700	800	830	900	1000	1200	1500
	給与所得控除	124	144	164	180	190	193	195	195	195	195
給与収入と 公的年金等収入 がある場合	給与収入	200	300	400	500	600	630	700	800	1000	1300
	公的年金等収入	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	合計	400	500	600	700	800	830	900	1000	1200	1500
	給与所得控除	74	98	124	144	164	170	180	190	195	195
	公的年金等控除	110	110	110	110	110	110	110	110	110	100
	控除額合計(改正前)	184	208	234	254	274	280	290	300	305	295
	控除額合計(改正後)	184	208	234	254	274	280	280	280	280	280

前提:65歳以上、公的年金等収入は400万円固定

(単位:万円)

給与収入 のみの場合	給与収入	400	500	600	700	800	900	940	1000	1200	1500
	給与所得控除	124	144	164	180	190	195	195	195	195	195
給与収入と 公的年金等収入 がある場合	給与収入	0	100	200	300	400	500	540	600	800	1100
	公的年金等収入	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
	合計	400	500	600	700	800	900	940	1000	1200	1500
	給与所得控除		74	74	98	124	144	152	164	190	195
	公的年金等控除	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128
	控除額合計(改正前)	128	202	202	226	252	272	280	292	318	323
	控除額合計(改正後)	128	202	202	226	252	272	280	280	280	280

※この他、所得金額調整控除の適用がある。

改正後は控除額が減額するため税負担が増加

※万円未満四捨五入

3.適用時期

2027(令和9)年分以後の所得税について適用される。

(所得税:給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整)